## 障がい者雇用をお考えの事業主の皆さまへ!



## 障がい者委託訓練 のご案内

障がい者委託訓練とは、就職や雇用の継続に必要な知識・技能の習得を図るため、 徳島県が障がい者の様態に応じた公共職業訓練を、地域の企業、民間教育訓練機関等に 委託して実施するものです。

訓練を通し、知識・技能の習得を図ることにより、就職の促進と雇用の継続が期待できるため、障がい者雇用をお考えの企業等にとって大変有効な制度です。

お気軽に、徳島県産業人材育成センターまでお問い合わせください。

## 訓練対象者

ハローワークに求職申込をし、受講あっせんを受けた障がい者等

## 訓練コースの概要

訓練コース	概要	期間・時間等	受講者 1 人当たりの委託料(税抜き)
知識・技能習得訓練コース	委託先:民間教育訓練機関、障がい者に対する支援実績のある社会福祉法人等、障がい者を支援する目的で設立されたNPO法人等目的:就職の促進に資する知識・技能の習得	・原則3か月以内、必要に応じて最長6か月 ・月当たり標準100時間、 下限80時間 ・受講者の特性により、期間・ 時間を弾力化して実施可能	原則、月額6万円を上限とする
実践能力取得訓練コース	委託先:企業等 目的:事業所現場を活用した 実践的な職業能力の 開発・向上	・原則3か月以内 ・月当たり標準100時間、 下限60時間 ・受講者の特性により、期間・ 時間を弾力化して実施可能	原則、 ・中小企業は 月額9万円 ・中小企業以外は 月額6万円 を上限とする
eーラーニング コース	委託先: e ーラーニングのノウハウ がある在宅就業支援団体等の 機関 目的:雇用・就業の促進に資する I T技能等の習得を図ること	・原則 3 か月以上、6か月を 上限 ・月当たり標準 100 時間、 下限 80 時間	原則、月額6万円を 上限とする
特別支援学校 早期訓練コース	訓練対象者:特別支援学校高等部等 に在籍する生徒のうち、10 月 時点で就職先が内定しておら ず、翌年3月に卒業予定の就職 希望者 委託先:企業等 目的:就職に向けた職業能力の 開発・向上	・原則3か月以内 ・月当たり標準 100 時間、 下限60 時間 ・受講者の特性により、期間・ 時間を弾力化して実施可能	原則、月額9万円を 上限とする

(注)委託料は、出席状況等により減額される場合があります。

徳島県産業人材育成センター 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 TEL 088-621-2353 FAX 088-621-2852